

鈴鹿市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

## 鈴鹿市規則第 2 5 号

### 鈴鹿市文化財保護条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿市文化財保護条例（昭和 4 8 年鈴鹿市条例第 3 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有形文化財 条例第 2 条第 1 号に掲げる文化財をいう。
- (2) 無形文化財 条例第 2 条第 2 号に掲げる文化財をいう。
- (3) 民俗文化財 条例第 2 条第 3 号に掲げる文化財をいう。
- (4) 史跡名勝天然記念物 条例第 2 条第 4 号に掲げる文化財をいう。

#### (指定の申請)

第 3 条 文化財の所有者等は、当該文化財について条例第 4 条第 1 項の規定による指定を受けようとするときは、鈴鹿市指定文化財（建造物である有形文化財）指定申請書（第 1 号様式）、鈴鹿市指定文化財（建造物以外の有形文化財・民俗資料）指定申請書（第 2 号様式）、鈴鹿市指定文化財（無形文化財）指定申請書（第 3 号様式）又は鈴鹿市指定文化財（史跡名勝天然記念物）指定申請書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

#### (指定書の交付等)

第 4 条 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定により文化財を指定したときは、所有者等に通知するとともに指定書（第 5 号様式）又は認定書（第 6 号様式）を交付する。

- 2 交付された指定書又は認定書を損傷し、又は亡失したものは、指定書（認定書）再交付申請書（第 7 号様式）を市長に提出し、当該指定書又は認定書の再交付を求めることができる。

3 市指定文化財の所有者等は、条例第5条第1項の規定によりその指定を解除されたときは、速やかに指定書を市長に返納しなければならない。

4 市指定文化財（無形文化財に限る。）の保持者又は保持団体は、条例第5条第2項の規定によりその認定を解除されたときは、速やかに認定書を市長に返納しなければならない。

（変更等の届出）

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる変更等の区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

（1） 条例第7条第1項第1号に掲げる変更 鈴鹿市指定文化財所有者（権原に基づく占有者）変更届出書（第8号様式）

（2） 条例第7条第1項第2号に掲げる変更 鈴鹿市指定文化財所有者等氏名（名称、住所、所在地）変更届出書（第9号様式）

（3） 条例第7条第1項第3号に掲げる変更等 鈴鹿市指定無形文化財保持団体代表者等変更届出書（第10号様式）

（4） 条例第7条第1項第4号に掲げる滅失等 鈴鹿市指定文化財滅失（損傷、亡失、盗難）届出書（第11号様式）

（5） 条例第7条第1項第5号に掲げる変更 鈴鹿市指定文化財所在の場所変更届出書（第12号様式）

（6） 条例第7条第1項第6号に掲げる修理 鈴鹿市指定文化財修理届出書（第13号様式）

2 前項第6号の規定による届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、速やかに鈴鹿市指定文化財修理完了報告書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

3 条例第7条第2項の規定による届出は、鈴鹿市文化財保持者等死亡等届出書（第15号様式）により行うものとする。

（現状変更等の許可申請等）

第6条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、鈴鹿市指定文化財現状変更等許可申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに鈴鹿市指定文化財現状変更等完了報告書（第17号様式）を市長に提出し

なければならない。

（維持の措置の範囲）

第7条 条例第9条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）市指定文化財（無形文化財を除く。）が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定文化財をその指定当時の原状（指定後において現状の変更等の許可を受けたものについては、当該現状の変更等後の原状）に復する場合

（2）市指定文化財（無形文化財を除く。）が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとる場合

（3）市指定文化財（史跡名勝天然記念物に限る。）の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該損傷し、又は衰亡した部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

（標識等の設置）

第8条 所有者等は、市長の指示に従い、市指定文化財の管理に必要な標識、説明板、標柱、境界標その他の施設を設置するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 条例第11条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、鈴鹿市指定文化財補助金交付申請書（第18号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号）及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）に定めるところによる。

（審議会の庶務）

第11条 条例第14条に規定する審議会の庶務は、文化スポーツ部文化財課において処理する。

（市指定文化財台帳）

第12条 市長は、市指定文化財について必要な事項を記載した鈴鹿市指定文化財台

帳を備えるものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

鈴鹿市指定文化財（建造物である有形文化財）指定申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財（建造物である有形文化財）の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 名 称
- 2 員 数
- 3 所在の場所
- 4 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 5 構造、形式及び高さその他大きさを示す事項
- 6 建築の年代又は時代
- 7 創建及び沿革
- 8 棟札、墨書その他参考となる事項

第2号様式（第3条関係）

鈴鹿市指定文化財（建造物以外の有形文化財・民俗資料）指定申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財（建造物以外の有形文化財・民俗資料）の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 名 称

2 種 類

3 員 数

4 所在の場所

5 所有者等の氏名又は名称及び住所

6 品質及び形状

7 寸法又は重量

8 作 者

9 製作の年代又は時代

10 画賛、奥書、銘文等

11 伝来その他参考となる事項

第3号様式（第3条関係）

鈴鹿市指定文化財（無形文化財）指定申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財（無形文化財）の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 名 称
- 2 保持者の氏名又は名称及び住所
- 3 内 容（使用楽器、衣装、曲目等を含む。）
- 4 行われる時期及び場所
- 5 由 来
- 6 その他参考となるべき事項

第4号様式（第3条関係）

鈴鹿市指定文化財（史跡名勝天然記念物）指定申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財（史跡名勝天然記念物）の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 所 在 地
- 3 指定を受けようとする理由
- 4 現 状
- 5 その他参考となるべき事項

第 5 号様式（第 4 条関係）

指 定 書  
(表)

第 号

名称

上記を鈴鹿市 に指定する。

年 月 日

鈴鹿市長 印

(裏)

| 所有者等 | 所有者等の住所 | 所在の場所 | 交付、再交付又は変更<br>の年 月 日 |
|------|---------|-------|----------------------|
|      |         |       |                      |
|      |         |       |                      |
|      |         |       |                      |
|      |         |       |                      |
|      |         |       |                      |

第 6 号様式（第 4 条関係）

認 定 書

(表)

第 号

名 称

保持者氏名 生 年 月 日

住 所

上記を鈴鹿市無形文化財の保持者として認定する。

年 月 日

鈴鹿市長 印

(裏)

| 内 容 | 行われる時期及び場所 | 由 来 | 交付、再交付又は変更<br>の 年 月 日 |
|-----|------------|-----|-----------------------|
|     |            |     |                       |
|     |            |     |                       |
|     |            |     |                       |
|     |            |     |                       |
|     |            |     |                       |

第7号様式（第4条関係）

指定書（認定書）再交付申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

指定書（認定書）を損傷（亡失）したので、下記のとおり再交付を申請します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書（認定書）の記号番号
- 4 指定（認定）年月日
- 5 所有者（保持者又は保持団体）の氏名又は名称及び住所
- 6 損傷（亡失）の年月日
- 7 損傷（亡失）の事由
- 8 その他参考となる事項

（注）損傷の場合は、損傷した指定書を添付すること。

第8号様式（第5条関係）

鈴鹿市指定文化財所有者（権原に基づく占有者）変更届出書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者、占有者）住 所

氏 名

電 話 ー

所有者（占有者）を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 旧所有者（旧占有者）の氏名又は名称及び住所
- 7 新所有者（新占有者）の氏名又は名称及び住所
- 8 変更年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となる事項

（注）指定書を添付すること。

第9号様式（第5条関係）

鈴鹿市指定文化財所有者等氏名（名称、住所、所在地）変更届出書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

所有者等の氏名（名称、住所、所在地）を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 変更前の氏名、名称、住所又は所在地
- 6 変更後の氏名、名称、住所又は所在地
- 7 変更年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となる事項

（注）指定書を添付すること。

第 10 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市指定無形文化財保持団体代表者等変更届出書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者（代表者等）住 所

氏 名

電 話 ー

保持団体の代表者等を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 変更前の代表者等
- 7 変更後の代表者等
- 8 変更年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となる事項

（注） 指定書を添付すること。

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市指定文化財滅失（損傷、亡失、盗難）届出書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財を滅失（損傷、亡失、盗難）したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失（損傷、亡失、盗難）の原因並びに損傷の場合はその箇所及び程度
- 1 0 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実を知った日
- 1 1 滅失（損傷、亡失、盗難）の事実を知った後に行った措置
- 1 2 今後行おうとする措置
- 1 3 その他参考となる事項

（注） 1 指定書を添付すること。

2 損傷の場合は、写真、見取図その他損傷の状態を示す書類を添付すること。

第 1 2 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市指定文化財所在の場所変更届出書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財の所在の場所を変更する（変更した）ので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 変更しようとする所在の場所又は変更後の所在の場所
- 8 変更年月日
- 9 変更の事由
- 1 0 変更前の所在の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 1 1 その他参考となる事項

（注） 指定書を添付すること。

第 1 3 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市指定文化財修理届出書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財を修理するので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 修理を必要とする事由
- 8 修理の内容及び実施の方法
- 9 修理の施工者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 1 0 施工予定期間
- 1 1 修理に要する経費
- 1 2 その他参考となる事項

（注） 1 修理の設計書（仕様書、積算書）を添付すること。

2 修理の設計図面を添付すること。

3 修理しようとする箇所の写真又は見取図を添付すること。

第 1 4 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市指定文化財修理完了報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財の修理を完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 修理の施工者の氏名又は名称及び住所
- 8 修理完了年月日
- 9 その他参考となる事項

（注） 修理完了後の写真を添付すること。

第 15 号様式（第 5 条関係）

鈴鹿市文化財保持者等死亡等届出書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等）住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財の保持者が死亡した（保持団体が解散した・消滅した）ので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 届出内容
- 6 死亡（解散・消滅）の日
- 7 届出理由
- 8 その他参考となる事項

第 16 号様式（第 6 条関係）

鈴鹿市指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等） 住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財の現状変更等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更等を必要とする事由
- 8 現状変更等の内容及び実施の方法
- 9 現状変更等の施工者の氏名又は名称、住所及び略歴
- 10 施工予定期間
- 11 現状変更等に要する経費
- 12 その他参考となる事項

（注）1 現状変更等の設計書（仕様書、積算書）を添付すること。

2 現状変更等の設計図面を添付すること。

3 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図を添付すること。ただし、史跡名勝天然記念物の場合は、現状変更等に係る地域並びにこれに関連する地域の地番及び地目を表示した図面を添付すること。

第 17 号様式（第 6 条関係）

鈴鹿市指定文化財現状変更等完了報告書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者（所有者等） 住 所

氏 名

電 話 ー

鈴鹿市指定文化財の現状変更等を完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 現状変更等の施工者の氏名又は名称及び住所
- 8 施工完了年月日
- 9 その他参考となる事項

（注） 現状変更等完了後の写真を添付すること。

第 18 号様式（第 9 条関係）

鈴鹿市指定文化財補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者（所有者等） 住 所

氏 名

電 話 ー

年度において補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 種別
- 2 名称及び員数
- 3 指定書の記号番号
- 4 指定年月日
- 5 所在の場所
- 6 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 7 現状
- 8 申請の事由
- 9 所要経費及び補助希望額
- 10 修理又は管理の方法
- 11 修理又は管理の施工者の氏名又は名称及び住所及び略歴
- 12 施工完了年月日
- 13 その他参考となる事項

（注） 1 修理又は管理の設計書（仕様書、積算書）を添付すること。

2 修理又は管理の設計図面を添付すること。

3 修理又は管理をしようとする箇所の写真又は見取図を添付すること。